

第9日

平成29年9月7日（木）

午前10時零分開議

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第79号議案外1件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 半田雄三君登壇）

○総務文教常任委員長（半田雄三君） ただいま議題となりました第79号議案外1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第79号議案財産の取得について（基幹系システム機器等）です。

基幹系仮想サーバ群更新及び基幹系システム移行作業等委託業務に係る基幹系システム機器等を取得するため、株式会社日立システムズ九州支店と随意契約を締結し、同社から購入するにあたり、議会の議決を求められているものです。

契約金額9,180万円の内訳は、人件費などの役務費が約4,103万円、機器等の購入が約3,370万円、ソフトウェアに関する費用が約1,706万円となっており、この中の機器等の購入約3,370万円が財産の取得として議案となっています。

内容については、税情報、国保情報、介護情報及び福祉情報などを管理する基幹系仮想サーバを構築している機器類が、本年11月末で6年が経過することから入れかえを行うとともに、システムについては引き続き使用することから、旧サーバ機器から新サーバ機器への移行作業を行うものです。

現在はNTT甘木ビルに設置しているサーバ室を新庁舎に移管する計画があるかについては、検討中であるとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第80号議案財産の取得について（教員用情報通信端末）です。

指名競争入札により落札した株式会社麻生情報システム飯塚事業所から、市立小中学校教員用の情報通信端末を購入するにあたり、議会の議決を求められているものです。

内容については、市内の小中学校教職員が教務及び事務作業に使用するノート型パソコンの必要数396台のうち、6年以上が経過した279台を更新するものです。

委員会では、落札率が54.53%であったことから、予定価格の算定方法を確認しました。執行部によりますと、業者から参考見積もりを徴し、それに基づいて予定価格を算出しており、購入する台数の多さや企業努力により落札額が下がったのであろうということでした。

本委員会としましては、学校教育にとって必要な措置であるため、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 半田雄三君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第79号議案財産の取得について（基幹系システム機器等）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第80号議案財産の取得について（教職員用情報通信端末）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第65号議案外3件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 小島清人君登壇）

○環境民生常任委員長（小島清人君） ただいま議題となりました第65号議案外3件につ

きまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第65号議案平成28年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本会計は、地域改善対策の一環として、歴史的、社会的理由により、生活環境の安定向上が阻害されている地域の環境整備・改善を図るため、住宅改修資金、宅地取得資金、住宅新築資金に対する貸付事業を実施していたもので、現在は住宅新築資金等貸付金の償還率向上を図ることを目的とし、償還を推進しています。

平成28年度は、滞納者に対して毎月催告書を送付し、電話催告や訪問徴収による徹底した償還指導を行い、さらに償還意識に欠ける滞納者については法的措置の検討も行っており、少額ずつでも地道な償還につなげ、償還率は平成27年度よりも向上しているとのことです。

平成28年度償還額は466万8,000円、貸付残金は1億936万6,000円、年度末累計償還率は94.3%となっています。

本委員会としましては、今後も償還率向上に向け努力の継続を期待し、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第67号議案平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本特別会計については、国民健康保険事業を行う事業勘定と朝倉診療所に係る直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告します。

まず、事業勘定について、執行部の説明によると、年度平均被保険者数は1万4,436人と、平成27年度に比べ585人減少していますが、これは社会保険制度の適用拡大と、年齢到達による後期高齢者医療への移行が要因として考えられるとのことです。

また、平成28年度の1人当たり療養給付費は40万3,000円で、平成27年度に比べ減少しているものの、高い水準であるとのことです。

歳入においては、国民健康保険税の収納率は76%、うち現年度分は95.4%となっており、年々収納率は向上しているとのことです。

歳出においては、保険給付費が56.2%を占めています。平成27年度と比べ2億4,207万7,000円減少していますが、被保険者数の減少や一部の薬の減額改定の影響が考えられるとのことです。

歳入歳出差し引き額は3億6,826万3,000円の歳入不足であり、平成29年度予算からの繰り上げ充用が行われています。

次に、直営診療施設勘定については、歳入歳出額が1,110万6,000円となっています。平成28年度の外来受診者数は1万6,402人、総合健康診断受診者数は1,865人です。

執行部の説明によると、平成29年度からの全国健康保険協会の健診業務委託のため、平

成28年度は健診システムの整備や更衣室に係る工事を行っており、受診者をふやすため、職員が事業所等に出向き依頼しているとのことです。

本委員会としましては、事業勘定の歳入不足解消及び保険税収納率向上に努力されていることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第68号議案平成28年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

後期高齢者医療制度の運営は、福岡県後期高齢者医療広域連合が、資格の管理、保険料の決定、医療給付などの保険財政の中心的な業務を行い、市では保険料の徴収及び相談、各種申請及び届け出の受け付け、保険証の交付などの窓口業務を行っています。

歳入において、後期高齢者医療保険料の収納率は現年度分99.8%となっており、広域連合が定める予定収納率99%を超えています。歳入歳出差し引き額は2,529万6,000円となっています。

平成28年度の被保険者数は9,381人であり、1人当たりの医療費の状況について執行部にただしたところ、平成27年度の状況では約119万円で県内20番目と、前年度に比べ改善しているものの、医療費削減への取り組みが大きな課題であるとのことです。

本委員会としましては、被保険者の健康増進と医療費削減に向けてさらなる努力を期待し、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、第69号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

介護保険制度は、市は要介護認定、保険給付を行い、その財源として必要な費用の半分を国、県及び市の公費負担で賄い、残りを被保険者から保険料を徴収し運営しています。

本特別会計については、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告します。

まず、保険事業勘定について、執行部の説明によると、平成29年3月31日現在の第1号被保険者数は1万7,663人、平成28年度中の要介護及び要支援認定申請者数は、新規、変更及び更新を含め3,653人で、高齢化や独居高齢者等の増加とともにふえているとのことです。

平成28年度は、市直営であった地域包括支援センターの社会福祉法人への委託などが行われていますが、地域包括支援センターにおいては市と定期的に会議等を行い、連携が図られ、さらに地域会議等で情報発信や収集を行うなど、地域に根差した細やかな対応が行われているとのことです。

歳入においては、介護保険料の収納率は、現年賦課分99.21%となっています。

歳出においては、保険給付費が48億6,432万4,000円と、全体の91.3%を占めています。保険給付自体は、平成27年度に比べ0.7%減少していますが、要因は一部の給付費が地域

支援事業に移行したことによるものです。

歳入歳出差し引き額は9,343万9,000円となっています。

次に、介護サービス事業勘定については、執行部の説明によると、市直営の地域包括支援センターで要支援認定者のケアプランを作成し、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託していましたが、平成28年度から地域包括支援センターを外部委託したため、平成28年3月分のサービス計画費及び請求事務処理が主なもののことです。

歳入額は1,299万6,000円、歳出総額は100万円です。歳入歳出差し引き額1,199万6,000円は、平成28年度で介護サービス事業勘定を廃止したことから、平成29年度に決算剰余金繰越金として一般会計に入れているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましては本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 67号議案、直営診療所の健診のために、事業所などを回っておられるという報告がありました。それで、診療所での健診のための待ち時間の短縮とか、その後の説明の詳しさとかいうことの討議はなされましたでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 委員長。

○環境民生常任委員長（小島清人君） ただいまの質問につきましては、まことに申しわけございませんが、時間の短縮等についてはそこまで議論はいたしておりませんが、確かに大切なことでありますので、この点につきましては、また今後、委員会としましても所管課等を通じまして効率的な運営が図られるよう要請をしていきたいというふうに考えます。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第65号議案平成28年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第67号議案平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第68号議案平成28年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第69号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり認定されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第60号議案外11件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 鹿毛哲也君登壇）

○建設経済常任委員長（鹿毛哲也君） ただいま議題となりました第60号議案外11件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第60号議案専決処分について（平成29年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）について）です。

収益的支出について、災害による特別損失として1,650万円を増額したものです。これは、豪雨災害により被災した杷木浄水場の浄水施設にかわる移動式浄水装置の3カ月間の借上料です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第62号議案専決処分について（平成29年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）について）です。

災害により、収益的収入及び支出について、収入を2億1,866万4,000円、支出を4億63万1,000円増額補正したものです。

収入は、災害復旧事業費に対し2分の1について、災害復旧補助金を受け入れるものです。また、支出は、電気設備、配水管等の修繕工事、旧ろ過地復旧工事等及び災害に伴う水道料金の損失等によるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第63号議案専決処分について（平成29年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）について）です。

災害により、収益的収入及び支出について、収入を8,183万5,000円、支出を1億4,884万4,000円増額補正したものです。

収入は、一般会計繰入金、災害復旧補助金及び災害共済金が主なものとなっており、支出は、マンホールポンプ場等の災害復旧事業、市設置型浄化槽の修繕等の災害復旧事業、災害に伴う使用料の減免等及び災害による損失によるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第66号議案平成28年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額993万9,000円となっています。簡易水道施設の設置箇所は7カ所、給水区域は7区域です。現在給水人口は243人で、年間総配水量は6万4,929立米、水道使用料は月額1,890円の定額制となっています。

歳入は、水道使用料、一般会計繰入金など、歳出は、安心・安全な水の供給を目指し、施設の維持補修費や水質検査などの維持管理費が主なものであります。

また、水道台帳の整備を2カ年で計画しており、平成28年度については矢野竹・鬼ヶ城簡易水道の台帳の整備を行いました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第70号議案平成28年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入21億9,040万1,000円、歳出21億7,135万8,000円となっています。本会計では、筑後川中流右岸流域関連公共下水道、秋月及び朝倉地区特定環境保全公共下水道の事業推進と管理運営、雨水事業の整備を行っています。

平成28年度は、流域関連公共下水道事業については、下水道管6,742.0メートル、28ヘクタールの整備を行い、雨水事業では、雨水幹線142.5メートルの整備を行いました。

朝倉処理区特定環境保全公共下水道については、三奈木処理区の管路布設1,358メートル、3.8ヘクタールの整備を行い、朝倉中央浄化センターのストックマネジメント計画の策定を行いました。

収入は、使用料収入のほか受益者負担金、下水道整備に係る国庫支出金、事業債の借入れ、一般会計からの繰入金、支出は、筑後川中流右岸流域下水道負担金、福童浄化センター周辺環境整備負担金、下水道の整備事業費、維持管理費、起債の元利償還が主なものです。

審査に当たっては、使用料について、不納欠損及び収入未済を減らすための取り組み、秋月特環の接続率向上の啓発等を確認しました。執行部によりますと、使用料の収入未済額が例年より大きいですが、これは平成29年4月から公営企業会計に移行したため、例年出納閉鎖期間の4月及び5月分に受け入れるものが平成29年度の公営企業会計で受け入れることになったためで、実際は例年どおりの収入率になっていること、不納欠損及び収入未済については、収納対策課と連携を行うなど、滞納整理には力を入れており、収納計画に基づき収納率を上げることを前提に、現年分を確実に徴収して、余裕のある分で過年度を減らすことを原則的に考えており、現年分の徴収率については向上していること、秋月特環の接続率については、広報活動を行い、公共施設や既存の事業所等に接続の依頼を積極的に行っているとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第71号議案平成28年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入3億8,717万4,000円、歳出3億6,872万円となっています。本会計は、整備が終了している6地区の農業集落排水事業、中島地区の小規模集合排水処理事業及び美奈宜の杜地区の地域排水処理事業の計8地区の処理場に係る下水道の維持管理業務を行っています。

施設の老朽化が進んでいることから、ストックマネジメント対策に取り組んでおり、平成28年度は最適整備構想計画に基づく機能強化対策事業により、安川、上寺、朝倉地区の3処理場の改築を行いました。また、平成29年度からは地方公営企業会計へ移行するために、資産調査・評価等を行いました。

歳入は、使用料収入のほか、ストックマネジメント事業に係る補助金、一般会計からの繰入金、歳出は、下水道窓口業務委託料などの一般管理費、処理場機能強化対策事業などの建設事業費、9カ所の処理場の管理委託料、61カ所のマンホールポンプ場等修繕工事等の維持管理費、起債の元利償還が主なものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第72号議案平成28年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入2億8,697万2,000円、歳出2億8,032万5,000円となっています。本会計は、下水道の集合処理区域外地域の市設置型合併処理浄化槽の設置、維持管理に係る事業です。

平成28年度は、甘木地域31基、朝倉地域1基、杷木地域22基、計54基の設置を行い、管理基数は合計1,461基となっています。また、平成29年度からは地方公営企業会計へ移行するために、資産調査・評価等を行いました。

歳入は、分担金、使用料、浄化槽整備に係る国県支出金、一般会計からの繰入金、歳出は、窓口業務委託料の一般管理費、54基の合併浄化槽設置工事などの建設事業費、保守点検、清掃、11条検査手数料などの維持管理費、起債の元利償還が主なものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第73号議案平成28年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額67万9,000円となっています。本会計は、鳥集院工業団地内の市有地部分の管理、水質調査が主な事業です。

平成28年度は、管理業務として、調整池などの草刈り及び工業団地からの放流水の水質調査を行いました。また、団地内の表面雨水を調整池に導くための排水管工事などを行いました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第74号議案平成28年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

本事業は、昭和50年4月から、麒麟ビール株式会社福岡工場へ給水を行っているものです。

まず、収益的収入及び支出について、収入は1億4,547万7,000円で、同工場からの水道料金が主なものです。支出は1億364万9,000円で、職員の人件費、両筑平野用水施設管理費負担金、ダム使用権に係る無形固定資産減価償却費などが主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、収入は1,000万4,000円で、両筑平野用水二期事業

に係る負担金の一部について、麒麟ビールが負担した額を受け入れたものです。支出は1億3,608万4,000円で、工業用水管布設工事などが主なものです。また、翌年度繰越額として、前回の定例会において承認した工業用水管布設工事請負費が2億2,080万6,000円となっています。

この結果、資本金収入額が資本金支出額に不足する額1億2,608万円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本金の収支調整額、建設改良積立金で補てんしています。

当年度純利益は3,228万7,000円となり、その他未処分利益剰余金変動額8,199万7,000円を合わせ、当年度未処分利益剰余金が1億1,428万4,000円となりました。今回、この未処分利益剰余金の全額を建設改良積立金として積み立て、繰越利益剰余金をゼロ円とすることでした。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は5億2,085万2,000円になりました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第75号議案平成28年度朝倉市水道事業決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収入は5億8,702万6,000円で、水道料金、加入金、長期前受金戻入、一般会計からの繰入金が主なものです。支出は5億136万2,000円で、職員の人件費、浄水場や水道管などの修繕費、動力費、福岡県南広域水道企業団朝倉系送水施設建設負担金、両筑平野用水施設管理負担金、県南水道企業団からの受水費、減価償却費、消費税の納付、企業債の利子償還などで、施設の維持管理に係る経費が主なものです。

次に、資本金収入及び支出について、収入は5,130万9,000円で、旧杷木町分の企業債の元金負担金、両筑平野用水二期事業負担金の一部会計負担分など、一般会計からの繰入金が主なものです。支出は1億6,806万6,000円で、両筑平野用水二期事業の負担金、配水管布設がえ工事費、企業債の元金償還などです。

この結果、資本金収入額が資本金支出額に不足する額1億1,675万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本金の収支調整額で補てんしています。

当年度純利益は8,241万8,000円となり、当年度未処分利益剰余金も同額となりました。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は12億4,466万1,000円となりました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第77号議案平成29年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）についてです。

災害により、資本金収入及び支出について、それぞれ5,790万円増額補正したものです。

災害により被災した配水管の修繕工事を行うもので、激甚災害指定を受け、災害復旧補助金として、事業費の3分の2の3,860万円を他会計補助金として受け入れ、残りの3分の1の1,930万円を企業債とし、それに伴い起債の限度額を2億3,790万円に増額するものです。

激甚災害指定を受けたことによる市の負担について確認したところ、国庫補助金の補助率について、通常2分の1のところを3分の2に変更されるものの、残りの3分の1については企業会計でもあり支援がないため、自己資金、または企業債で補うとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第78号議案朝倉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、農村地域の工業の導入促進を目的とした農村地域工業等導入促進法について、農村地域の産業の導入や地域資源を活用した地域内発生型産業の創出を促進し、就業の場を確保するため、支援対象業種を工業等に限定せず、サービス業にも拡大することを目的とし、法律名と法律の一部が改正されたことに伴い、「工業等」を「事業所」へ、「農工団地」を「農産団地」に、「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改めるものです。

サービス業には、農産物直売所や農家レストランなどの飲食サービス、木質バイオマス発電事業など、全国各地でさまざまな産業が生まれており、今後、新たに起きるような産業についても含まれるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 鹿毛哲也君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第60号議案専決処分について（平成29年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）について）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第62号議案専決処分について（平成29年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）について）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第63号議案専決処分について（平成29年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）について）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第66号議案平成28年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第70号議案平成28年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のと

おり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第71号議案平成28年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第72号議案平成28年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第73号議案平成28年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第74号議案平成28年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第75号議案平成28年度朝倉市水道事業決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第77号議案平成29年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第78号議案朝倉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託していた第64号議案を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（決算審査特別委員長 梶原康嗣君登壇）

○決算審査特別委員長（梶原康嗣君） ただいま議題となりました第64号議案平成28年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、慎重に審査いたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

平成28年度の一般会計の決算は、歳入総額299億6,147万5,000円、歳出総額292億6,162万円で、歳入歳出差し引き 6 億9,985万5,000円、実質収支では 5 億8,651万7,000円の黒字決算となっています。これは、前年度に比べ、歳入は5.5%、15億6,910万2,000円の増、歳出は5.6%、15億4,638万3,000円の増、実質収支は 2 億893万1,000円の増となっています。

審査に当たっては、予算の執行は、議会の議決、法令等に従って、適正かつ効率的に行われ、市民の福祉増進に役立ったかどうか、あるいは議会における意見等の趣旨が十分生かされているかどうかといった観点から、鋭意審査をいたしました。

また、平成29年7月九州北部豪雨において本市が受けた被災状況を考慮し、執行部が災害復旧等事業事務等に従事できるよう各課説明を省略し、本委員会審査日程を通常の4日間から2日間に短縮して行いました。

本決算は、歳入面では、市税において、法人市民税の税制改正等による減があったものの、個人住民税の所得増や軽自動車税の税制改正等により増となり、普通交付税と臨時財政対策債については、地域経済基盤強化・雇用等対策費の縮減や国勢調査の人口減少等による影響、合併算定がえの縮減が始まったことなどにより、特別交付税を含めた地方交付税等は減となりました。

歳出面では、人件費等の義務的経費の削減に努めたものの、ふるさと応援寄附金事業やダム関連事業等に伴う増、杷木統合小学校施設建設事業、小学校空調設備設置事業等により増となりました。

これらにより、歳入歳出とも前年度を大きく上回りました。経常収支比率につきましては90.9%と、昨年度より1ポイント上がっており、今後も引き続き厳しい財政状況が続くと推察されます。

これらの状況の中、国の地方財政措置により、財源として有利な事業の実施、合併特例事業債などの活用で、後年度の一般財源の支出の縮減にも努められ、地域振興基金、減債基金への積み立てや地方債の繰り上げ償還を行った上で、黒字決算となっております。

普通会計の実質的収支は6億6,540万3,000円の黒字であります。これは合併算定がえによる優遇措置額が含まれており、平成28年度から段階的に縮減され、33年度にはなくなるものです。縮減される額は、国の算定見直しにより小さくなったものの、決して楽観できない額であり、これに耐え得る財政運営が必要であると考えられます。

本委員会といたしましても、有効な財源の確保や行政評価による改革、事務改善を行い、事業の優先性などを考慮し、さらなる効率的な行財政運営に努めていただくことを期待し、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（決算審査特別委員長 梶原康嗣君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第64号議案平成28年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり認定されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた29請願第2号を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 鹿毛哲也君登壇）

○建設経済常任委員長（鹿毛哲也君） ただいま議題となりました29請願第2号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

29請願第2号平成29年7月九州北部豪雨における被災商工業者への復旧・復興支援に関する請願書についてであります。

審査に当たりましては、執行部の出席を求め、この件に関する説明を受けたところです。

平成29年7月5日、未曾有の豪雨は朝倉市に甚大な被害を与え、商工業者も約200を超える事業所が被災し、特に東部に位置する朝倉市商工会では約3割の事業所がさまざまな形で直接被害をこうむっています。災害発生から2カ月が経過しましたが、その被害の大きさから、いまだ再開のめどが立っていないのが現状であります。

商工業をいち早く再興させ、落ち込んだ地域経済を立て直し、にぎわいを取り戻すために、中小企業・小規模事業者の施設・設備の復旧等に対する補助金制度の創設、また温泉地を初めとする風評被害にあえぐ中小企業・小規模事業者に対して、再興を目指す補助金制度の創設を強く要望するというものです。

執行部によりますと、請願書にもあるとおり、現在、低金利の融資などの金融支援はあるが、補助金としては唯一、小規模事業者に対する補助として持続化補助金があるものの、

これは被災した事業者の販路拡大のための補助で、金額も100万円と小規模であり、建物や設備などを被災した中小企業・小規模事業者に対する施設や設備運営等に対する補助金等の財政支援についてはないとのことでした。

本委員会としましては、朝倉市内の事業所の多くが中小企業であり、雇用の担い手になっているため、事業者に再建の意欲を持たせ、地域経済の立て直しを図るためにも、中小企業・小規模事業者の施設・設備の復旧並びに再興等に対する補助金制度の早急な創設を国及び関係機関に強く要望するべきであると考え、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（中島秀樹君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 鹿毛哲也君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、29請願第2号平成29年7月九州北部豪雨における被災商工業者への復旧・復興支援に関する請願書を議題とし、討論を行います。意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、29請願第2号は採択することに決しました。

次に、第59号議案の審議を行います。

それでは、第59号議案専決処分について（平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）について）を議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第61号議案の審議を行います。

それでは、第61号議案専決処分について（平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第76号議案の審議を行います。

それでは、第76号議案平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号の審議を行います。

それでは、意見書案第1号平成29年7月九州北部豪雨災害における特別の財政支援及び合併特例事業債の適用期間延長を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時18分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案2件の送付を受けたほか、建設経済常任委員会から意見書案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長（森田俊介君） 皆様方には、連日の御審議、まことにありがとうございます。

ただいまから、本日、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、第83号議案朝倉市公平委員会委員の選任につきましては、朝倉市公平委員会委員山見宏之の任期が本年9月29日に満了することに伴い、新たに井上恒夫を朝倉市公平委員会委員として選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

第84号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員久保山憲二、坂本智恵子及び林みつ子の任期が本年9月30日に、田中憲一の任期が本年12月31日に満了することに伴い、再度、久保山憲二を、新たに林利則、太田浩二及び高倉保之を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（中島秀樹君） 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中島秀樹君） なければ、次に意見書案について、提出者代表の説明を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 鹿毛哲也君登壇)

○建設経済常任委員長（鹿毛哲也君） それでは、意見書案第2号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました29請願第2号平成29年7月九州北部豪雨における被災商工業者への復旧・復興支援に関する請願書の趣旨に沿いまして、提出した次第です。

何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

(建設経済常任委員長 鹿毛哲也君降壇)

○議長（中島秀樹君） 議案考案のため、暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第83号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第84号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第2号被災した中小企業・小規模事業者の施設・設備の復旧並びに再興等に対する補助金制度の創設を求める意見書の提出についてを議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第83号議案及び84号議案については会議規則第35条第3項の規定により、意見書案第2号については会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第83号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第84号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり同意

されました。

次に、意見書案第2号被災した中小企業・小規模事業者の施設・設備の復旧並びに再興等に対する補助金制度の創設を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、平成29年第4回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時26分閉会